

平成28年度第1回八王子市障害者地域自立支援協議会 会議録

日 時 : 平成28年5月30日(月) 10時00分～12時00分

会 場 : 市役所本庁舎8階 802会議室

出席者 :

(事務局) 障害者福祉課 : 古川課長、永松主査、堀口主事、齊藤主事

職員課 : 鳥越課長

建築指導課 : 八木課長、神谷主査

交通企画課 : 大木課長補佐

(委員) 松井委員、中西委員、遠藤委員、茅田委員、宮本委員、福田委員、田丸委員、恒川委員、佐野委員、三木委員、尾崎委員、山本委員、大田委員、相澤委員、崎田委員、八町委員、塚田委員、松尾委員、細川委員、氏平委員

欠席者 : 伊藤委員、土居委員、有賀委員、水城委員、風間委員、吉田委員

傍聴人 : 笠井 優希さん

1 開会

2 市からの報告について

- ・市の職員対応要領について

職員課鳥越課長より説明。

対応要領は規程(訓令)と留意事項の2つに分かれている。規程の第2条で不当な差別的取扱いの禁止、第3条で合理的な配慮の提供についてを規定。別表第1で不当な差別的取扱いの禁止の具体例を、別表第3で合理的配慮の具体例を規定。

また、差別についての相談窓口を総務部職員課に置く。

内容については、HPに公表している。

・東京都「建築物バリアフリー条例」の新たな取扱方針による既存建築物を活用した福祉施設の設置促進について

建築指導課八木課長及び神谷主査より説明。

事業者が新たに施設を設置、既存施設を利用して事業を開始する場合は、バリアフリーに適したものにしなければならない。

今までの取扱方針では、小規模な障害者グループホームのみに限って緩和して認めている。

新しい取扱方針では、その緩和を拡大する。

- ・質疑応答

松井委員：消防施設（スプリンクラー）は設置しないといけないのか。

八木課長：あくまでバリアフリー条例について緩和するものであり、消防法、建築基準法の緩和についてまでは示していないので、今までどおり設置義務がある。

中西委員：条例の制限で事業を開始できなかった例は、今までどれくらいあるのか？

八木課長：昨年、既存の施設を活用して事業を開始したいとの相談は30件ほど受けている。そのほとんどで、要件を満たしていなかった。

塚田委員：階段の手すりについて。設置の基準は？

八木課長：基本的には片側に設置すればよい。バリアフリー法において、より使いやすい基準に合致させる場合には、両側の設置が必要。

3 自転車利用環境整備計画の策定について

交通企画課大木課長補佐より本計画についての説明。

これまで実施している、「ルールに基づく安全利用」、「放置自転車対策・駐輪場対策」と連携しながら、「自転車走行空間の整備」を含めた、自転車に関する総合的な計画。

・質疑応答

宮本委員：自転車整備に期待している。1点、道路指導と整備の範囲について。自転車専用道路がどのようなマークを使用するのかお伺いしたい。マークを知らないので歩行者専用なのか自転車専用なのかわからないので困っている。見せ方に問題があるのではないか。

大木課長補佐：マークについては、各自治体についてバラバラなものを使用していたが、国が統一的なものを示したのでそれを使用していきたい。そして、このマークを誤解のないように周知していきたい。

宮本委員：マークは道路にあると、歩行者が多く行き交う所では見えにくくなるので、見えるところに設置してほしい。

大木課長補佐：事故が多いところなど重点箇所を絞って整備していきたい。

福田委員：歩道を自転車が走行していることが多いので危険。白杖を折られたこともある。

大木課長補佐：点字ブロックの上に放置自転車があり、視覚障害者の方から歩行できない等の苦情を寄せられている。自転車の安全利用について周知をしっかり行いたい。

松井委員：自転車事故件数400のうち、高齢者・障害者の割合は把握しているのか？その統計を反映して、周知を行っていく考えなのか？

大木課長補佐：割合は把握していないが、さまざまな機会を通じて、高齢者・障害者に周知していきたい。

崎田委員：南大沢の自転車専用道路でコーンがずらりと配置してあり威圧感がある。あのようなコーンがたくさん配置されるようになるのか？

大木課長補佐：実験的に南大沢警察が主導で配置しているものであり、恒常的なものではない。

田丸委員：放置自転車を撤去する期間をもう少し長く設けてほしい。撤去した場合、きちんとお知らせしてほしい。

大木課長補佐：放置されている自転車については、持ち主がいるのでやたら移動することはできないが、条例に基づき対応している。撤去保管自転車等については市ホームページで公開している。

尾崎委員：1点目。高校生の事故件数が多いので、ここをターゲットにしていったほうがいいのではないかと？2点目。自転車講習会参加者モニタリングについて、現状値が64人で目標が1564人。数字が変ではないかと？小学校等でやっているのに。

大木課長補佐：高校生の事故件数に関しては、学校教育に組み込むことは難しいので警察を通じて安全教育をいっそう進めて生きたい。安全教育件数については、庁内でも疑義が生じており、今後意見を反映させわかりやすいものにしていく。

大田委員：計画はどれくらいの期間を想定しているのか？施行までに非常に時間がかかると思うのだが。計画と実現までギャップの期間が長いのではないかと。それを市民の方にも認識してもらう必要があるのではないかと。

大木課長補佐：計画は20年の将来を見据えた10年を想定している。随時、評価検証を行い、10年後に計画の改定について検討する。

4 各部会の部会委員の変更について

- ・権利擁護推進部会

粟沢委員が辞退。

- ・地域移行・継続支援部会

三木委員が沢田委員に、菅原委員が萩原委員に変更。

手林委員、相方委員が追加。

- ・就労支援部会

紙谷委員が志賀委員に変更。

- ・子ども部会

古島委員が福元委員に変更。

青木、川上、城定委員が中田、田村、内野委員に変更。

小笠委員が追加。

5 各部会の報告について

- ・子ども部会

三木委員より報告。

4月27日に1回目を開催。今年度の会議の進め方と、次回への問題提起をした。

就学支援シート・小さいころからの支援、放課後等デイサービスについての意見交換をおこなった。保護者の希望により教育支援機関が作成。活用については保護者次第になっている。指導計画、教育支援計画を保護者の同意がとれないために、作成できない現状もある。障害児教育は適切な時期に適切な教育、支援をお受けさせることが大切で、保護者には小さい頃から特別支援教育を受ける必要性と良さを伝える事が大切。また、養育の中で発達に障害があることで虐待につながるケースがある。

崎田委員：就学支援シートについて伺いたい。

三木委員：子どものこういうところに注意してくださいなどの子どもについての報告書。教育支援計画を作成する際にそれを参考にしている。

山本委員：保育園、幼稚園、小学校に入学する際に、学校に提供するシート。保護者の同意が必要。その提供を受けた学校が教育の参考にするもの。

・地域移行継続支援部会

中西委員、塚田委員より報告。

今年度は精神の地域移行と地域生活支援拠点等整備推進事業の2本立て。地域の社会資源、地域の受け皿を把握しながら、病院・グループホーム・保健所・市と連携して精神障害者の地域移行を目指す。

民生委員の集まり、八王子障害者連合会の総会において地域生活支援拠点等整備推進事業の説明を行った。生活自立支援課が実施している事業所連絡会とも意見交換をおこなっていく。

・権利擁護部会

永松主査より報告。

4月19日に開催。各PTの活動方針を話し合った。

イベントPTでは今年度もいちょう祭りに参加することで計画をしている。様々な団体と協力しながら実施する。そのほか各種団体がおこなっているイベントにも参加し、周知活動を行っていく。福祉まつりにも参加。

虐待PTでは今年度は昨年より回数を増やして実施予定。来月に講師を招いて、講義形式のものを開催。参加する事業所が決まってきているので、どのように参加してもらうかが今後の課題。権利擁護の調査も継続して実施する。

ガイドブックPT。小学生向けのガイドブックを指導課と話し合っ進めていく。活用方法についても同時に検討していく。

・就労継続支援部会

氏平委員より報告。

①福祉就労グループ

年間予定、平成 27 年度共同受注等状況、「施設見学会」について民間の共同受注についてがテーマ。

施設見学について。スキル・情報交換の機会が目的。就労継続支援 B 型施設を対象に受け入れ可否、人数等を調査した上で、見学。見学受け入れに関するアンケートを実施し、8月の事業所連絡会で報告し、その後受け入れ可能な施設に見学する。

②企業就労グループ

合理的配慮についてがテーマ。

講師を招いて講義をおこなった。内容は虐待防止法、差別について、支援者にもとめられるもの

6 昨年度の差別相談及び虐待通報について

永松主査より差別、虐待事例についての報告。

差別相談。昨年度は5件。

虐待通報。昨年度は46件。心理的虐待が増えてきている。施設従事者が行っているケースが増えている。

7 昨年度及び今年度の障害者施策について

古川課長より報告。

昨年度は中核市移行に伴い、身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス事業所の指定、施設整備費の助成を実施。

手帳交付については、ほとんどのケースで申請を受けてから2週間で交付が可能になった。市民からは顔が見える関係になったと評価を受けている。

障害者の就労支援については、八王子市障害者就労支援センターふらのの体制を1人増員。さらに、八王子ワークセンターの職員も1人増員。併せて、障害者施設へ仕事を発注しやすくするために、障害者施設で作っている物品を掲載した仕事カタログを作成。

災害発生に対する備えとして、障害別避難マニュアルを作成。また、2次避難所に備蓄品、無線機を配備。

窓口でのサービス拡充として、南口での、精神保健福祉手帳及び自立支援医療の申請受付を開始。

今年度は障害者地域生活支援拠点事業を開始。

さらに、障害者支援企業等表彰制度の実施。物品調達、障害者雇用に積極的な企業を表彰。

また、差別禁止条例を改正施行。改正事項の一つとして、調整委員会の権能を拡大。

加えて、障害理解教育を推進していく。小児障害メディカル支援センターで就学時対象の支援メニューを増やす。

さらには、緊急時通学時移動支援事業を6月1日から開始。

平成28年度障害者福祉課予算は、約150億円。

8 その他

次回は7月14日（月）に開催。障害福祉計画のモニタリングを実施予定。

9 閉会